

御歌所派歌人税所敦子

— 官歴の考証 —

長 福 香 菜

—

税所敦子（一八二五～一九〇〇）は、高崎正風（一八三六～一九一一）の推挙によって明治八年五十一歳のときに宮中へ出仕した。以降、敦子は昭憲皇太后の歌の相手として、明治三十三年までの足かけ二十六年にわたり仕えたのである。敦子は幼い時から和歌に親しみ、堂上歌人の千種有功の元で歌を学んだ。桂園派の香川景樹を師と仰いだ有功は、景樹の門人らとも交遊関係にあったため、敦子も自然と交わるようになり、特に門人の一人八田知紀とは親交が厚かった。その知紀に師事し、敦子を推挙した正風とは、歌友として歌のやり取りを頻繁に行う仲であった。景樹の桂園派を継承する知紀や正風と交わり、影響を受けたことから、敦子は桂園派歌人の一人に数えられ、御歌所歌壇を担う中心的歌人であった。歌人としての名声をほしいままにし、加えて婦徳や忠節を兼ね備えた敦子は、

明治の紫式部とさえ言われた存在である。しかしながら、歌人としての存在の大きさに比べて、敦子についての先行研究は少ない。このうち、敦子研究の先駆である屋代熊太郎編『税所敦子刀自』^(註)（14）、以下『敦子刀自』と略す）は、敦子の伝記と、紀行文等を数多く含めた文集、そして『御垣の草案』（一八八八年 松井総兵衛発行）等の歌を収める歌集から成る。以後、敦子に関する研究は、全面的に『敦子刀自』に依拠していると言える。また多くの場合、宮中出仕以前の波瀾万丈な生涯に注目が集まり、敦子が宮中に仕えた明治八年から三十三年までの二十六年間の詳細を明らかにする、『敦子刀自』以来の新たな研究は皆無に等しい。敦子の歌については多少論じられることはあっても、一歌人としての正当な評価は与えられておらず、新派によって作られた御歌所派全体の低い評価の中に埋もれてしまっている。つまり、当時の価値観に即して評価を行う作業が十分になされていないのである。これは敦子一人の問題ではな

く、敦子が重要な位置を占めていた御歌所派全体の評価にも関わることである。そのため、まだまだ検討の余地を残す歌人である。

そこでまず、敦子の基礎的研究として、これまで『敦子刀自』の受け売りであった伝記事項の再検討を行う。特に本稿では、これまで細部にわたる検証がなされてこなかった官歴の部分で、宮内庁書陵部に所蔵されている『進退録 女官ノ部』『位階録』に基づいて再考する。加えて、『明治天皇紀』や新聞雑誌記事等も引用しながら、二十六年間に及ぶ宮中生活の輪郭を明らかにできればと考えられる。それによって、単に御歌所派歌人としか見なされなかった敦子を、同時代の評価に即して見直す端緒としたい。

二

はじめに、敦子が宮中へ出仕した経緯について触れておく必要があるだろう。敦子の出仕について、『明治天皇紀』第三（一九六九年 吉川弘文館）の明治八年三月十四日の条には、

税所敦子を宮内省雇と為す。尋いで権掌侍に任ず。敦子は旧鹿兒島藩士故税所篤之の後妻なり。左院議官高崎正風、其の才徳優れたるを以て、之れを薦むと云ふ。^{注3}

と簡略に記されており、冒頭でも述べたように、正風の推挙によって出仕する運びとなったことも書き添えられている。正風が敦子を推挙したいきさつについては、正風自らが明らかにしている。敦子

が亡くなった四ヶ月後に娘の徳子によって出版された敦子の追悼歌集『さだめなき世』⁽¹⁾所収の「税所敦子君の棺前に誄す」では、僅かに「明治八年坤宮女流の人才を徴し給ふ。正風君を薦む。」とのみ述べている。ところが、敦子没後の明治三十六年五月二十日に出版された敦子の歌集『御垣の下草』後編上（吉川半七発行）の序文では、詳らかに説明しているのである。

（前略）そは今をさること三十余年のむかし、おのれ左院の議官を拜し、泰西諸国の政体風俗を視察せよとの命を蒙り、歐羅巴を巡り、仏蘭西のみやこ巴里斯にいたれるをり、これよりさきに全権公使として派出せられし岩倉具視公の一行にゆくりなく出あへりけるが、その随行中に侍従長東久世通禧伯あり。伯と正風とは、維新のはじめに仁和寺宮嘉彰親王征討將軍に任せられ、節刀を賜ひて錦旗をおしたて出た、せ給ひし時、共に其軍事参謀を命ぜられ、帷幕の内にてうらなく交りしちなみあれば、かたみに打よるこび、何くれとかたらひけるほど、やうやう歌のうへのことに及び、「今上皇后御二所には深く斯道を嗜せられ、侍従女官等にも折にふれつ、題をたまひ、歌めし給ふことあり。ざるをあまたある女官中に、皇后宮の御ことばがたきつかうまつるべきが一人だになきこそくちをしけれ。そのこの知人の中にもしざるべきがあらば教へられよ」といはる、を、おのれ聞もあへず、膝をうちて、「そはまことに適當の人こそ

あなれ」とて、刀自の資性経歴よりはじめて歌文に堪能なることトもつぶさにものがたれば、伯いといたう悦びて、「こはよきことをき、ぬ。必はからふ所あるべし」とて別れき。かくて、伯もおのれも帰朝して後、一日伯おのれが家をとひ来て、「さきに巴理斯にてかたられし税所敦子のこと、うちくはからふことありしに、幸にそのかひありて遠からずめさせ給ふべきみけしき定まれり。さればそこよりあらかじめこのよし敦子に伝へて、おほせごと下らば、速かに御うけ聞えまつるべくはからひねかし」とあるに、(後略)

正風が「左院の議官を拜し」たのは明治四年十一月五日のこと、同日理事官として欧米各国への派遣を仰せつかる。しかし、翌年一月十九日にその任務を免ぜられ、同日「泰西諸国の政体風俗を視察せよとの命」を受けて欧米視察を仰せつかり、左院の使節団の一員となる。(注4)そして、明治五年一月二十七日に横浜を出港し、三月十九日にバリへ到着した。一方で、岩倉具視を特命全權大使とする岩倉使節団もまた欧米へ派遣されていたのである。岩倉使節団に随行していた東久世通禧と旧知の仲であった正風は再会を果たす。その時に通禧から皇后の歌の相手を務める女官の相談を持ちかけられ、敦子を薦めたのである。(注5)

出仕に至る経緯について、『敦子刀自』の「二一 宮中に奉仕す」では、

明治七年、左院の少議官高崎翁が、西洋諸国の政体風俗等を視察すべき命を受け、欧羅巴を巡つて、仏蘭西の巴里に着した時、これより先に、全權公使として派遣された、岩倉具視の一行に行き逢うたが、其の随行中に、時の侍従長東久世通禧が加はつて居られた。

と、正風の序に做つて記されていることが分かる。しかし重要な点で違いがある。正風は序で「三十余年の昔」と述べているのに対し、『敦子刀自』では「明治七年」と明記していることである。また、福島タマ執筆「税所敦子」(18)も『敦子刀自』に従い「明治七年」としている。正風が左院の議官に任ぜられ、欧米視察を命ぜられたそれぞれの時期を考慮すれば、「明治七年」が誤りであることは明白であるため、「明治五年」に修正する必要がある。

敦子の出仕に関連して、御歌所寄人の阪正臣は「税所刀自の伝」(5)の中で、

高崎翁、朝命によりて歐洲を漫遊せられし頃、東久世通禧君之に語りて曰く「宮中の空氣をして新鮮ならしめむ為、侍従には既に士族をまじへたり。女官にも亦士族にして学徳備はり坤宮御文事御あひ(マ)をも仕奉るべき人無きか」と。高崎翁答ふるに敦子を以てし、「彼今近衛家の老女たり。彼をして起たしめば必適せん」といはれき。

と述べている。「宮中の空氣」を一新するために、「士族」出身者で

あることを前提として女官の選定が行われていたようである。また、明治四十年七月二日付の『日本』には「宮中女官の取締：京都出身の女官」という記事が掲載されている。

九重の宮居に仕ふる女房方にて典侍以下高等官は昔よりの慣例に依り、何れも京都の公卿尊族の姫達なることは今も尚ほ昔と変る事なけれど、掌侍以下の表役なる高等女官中に初めて京都の公卿以外より召されしは鹿兒島の税所篤子にて、同女は故前左大臣近衛忠房公夫人として故島津斉彬公の女貞子入簾の時、島津公の鑑識にて生涯近衛家に尽さんと近衛邸にありしに、明治の初め貞子逝去ありしも巖然同邸にありしよしを宮中に聞へ、篤子こそは天晴れ婦女の亀鑑なればとて、其偲召されて楓の内侍と命ぜられぬ。(後略)

「公卿以外」から高等女官に任ぜられたのは敦子が初めてであり、當時では異例の抜擢であつたことが窺える。『敦子刀自』には「松方侯の談話」が収録されており、松方正義が、

(前略) 敦子が宮中に上がるときは、大層六ヶしかつたのである。一体宮中の女官で、高等官になるには、従来華族でなければいけなかつたのだ。然るに、敦子のやうなえらい人物を入れる必要があつた為に、三条・木戸・大久保等の人々が、大そう骨を折られ、これまでの慣例を破つて、身分の低い敦子を召し出すことに極まつたのである。(後略)

と回想している。またその時の様子を、正臣が同じく「税所刀自の伝」で述べている。

士民としいへば虫の如く見なし、旧堂上の風は男子にすらなほ遣りしかば、まして女子には深く染みて、士族の権掌侍いできたりと聞きしときは、如何に驚かれけむ、いかにうとましく思はれけむ。然れども、敦子は嘗て千種有功卿の門に在り、又近衛家につかへてよく堂上の風を知り、生地はもとより京都にして言語優美なり、動作閑雅なり。一点の非難すべき所無きのみならず、学芸豊富にして、宮女中一のこれに比肩すべきなし。所謂知識は勢力にして、はじめいやしみし人々も、或は書籍中の疑義を質し、或は歌文の是正を乞ひ、いつしか師匠と仰ぐに至りぬ。(後略)

「公卿」出身者で支配された宮中に「士族」出身者の敦子が足を踏み入れたことは、宮中へ新風を吹き込んだ第一歩であつたと言えよう。決して好意的ではない環境にありながらも、持ち前の人柄の良さに加え、高い教養と優れた才学によつて、敦子は宮中、そして御歌所における自らの位置を見出していつたのである。

三

宮内庁書陵部所蔵『進退録 女官ノ部』『位階録』をそれぞれ翻いてみると、『進退録 女官ノ部』には女官の雇用、叙位、下賜、

給与等、『位階録』には叙位について詳らかに記録されていることが窺え、ともに大変貴重な一次資料である。ところが、これまでの敦子の伝記研究において『進退録 女官ノ部』『位階録』が扱われたことはない。今回これらの資料を用いて、敦子の官歴を詳細に辿つてみたい。

宮中出仕以来の官歴については、敦子没後に何人かによって書き表された略伝などの記事に付随して度々記載はされていた。しかしながら、網羅せず部分的であったり、日付が明記されていなかったり、また記事によって月日が異なっているなど、決して克明ではなかった。『敦子刀自』が出版されて以降は、福島タマ『税所敦子』や『明治文学全集81明治女流文学集(一)』所収『税所敦子篇』⁽²⁰⁾に付されている年譜をはじめ、先行研究の多くが『敦子刀自』に記されている官歴に追従していると言える。そこで、『敦子刀自』の伝記の最後に付されている『税所敦子年譜』(以下「敦子年譜」と略す)を『進退録 女官ノ部』『位階録』と照らし合わせて検討していく。以下、「敦子年譜」の引用である。

(前略)

明治六年^{西癸} (中略)

同 八年^{乙亥} 三月十四日、宮内省雇となる。六月二十三日權掌侍に任ぜられ、楓内侍と称す。九月二十三日正七位に叙せらる。敦子年五十一。

同二十一年^{壬戌} 二月廿三日従六位に叙せらる。十二月二十一日「御垣の下草」出版せらる。敦子年六十四。

同二十六年^{巳癸} 一月正六位に叙せらる。^(注)敦子年六十九。

同三十年^{丁酉} 十二月二十八日従五位に叙せらる。敦子年七十三。

同三十三年^{庚子} 二月四日卒す。特に掌侍に任じ正五位に叙せらる。二月八日青山墓地に葬る。敦子年七十六。

では、『進退録 女官ノ部』『位階録』の記録から、叙位の年ごとにその詳細を追ってみよう。ただし、『進退録 女官ノ部』『位階録』には個人的情報が含まれているため、敦子に関する箇所のみ引用を行う。

(一) 明治八年

『自明治三年至明治十年 進退録 女官ノ部』の明治八年「第六号 税所敦子ヲ雇ニ採用ノ件(三月)」を引用する。

八年三月十二日

鹿兒島県土族

税所元五郎祖母

税所敦子

右当省雇申付候事

但一ヶ月金六拾七円被下候事

この記録によると、宮内省は明治八年三月十二日に敦子を雇い入

れるということを決定し、発令を行っている。その際、給与も明確に提示されている。続いて、同年の「第十四号（中略）宮内省雇税所敦子ヲ権掌侍ニ任用ノ件（六月）」には、

（前略）

宮内省雇 税所敦子

右権掌侍

右之通被仰付度此段及上申候也

明治八年六月十七日 宮内卿徳大寺実則

太政大臣三条実美殿

追テ税所敦子履歴書一葉差添申進候也

鹿児島県士族元五郎祖母

明治八年乙亥三月十四日宮内省雇

税所敦子

被申付

文政八年乙酉

三月生

（中略）

税所敦子

任権掌侍

右宣旨四通御廻申入候条御伝達

可有之候也

但請書差出候様御取計可有之

候也

八年六月廿三日 史官

宮内省

卿輔御中

（中略）

税所敦子

任権掌侍

右本日宣下相成候条此段及御達

候也

八年六月廿三日 史官

宮内大少丞御中

と記されているように、明治八年六月十七日、「宮内卿徳大寺実則」は敦子を「権掌侍」に任命するよう「太政大臣三条実美」に上申し、認可を求めている。また、この上申には「追テ税所敦子履歴書一葉差添申進候也」とあり、六月十七日の時点では準備が整っていなかったのか、「履歴書」は別便で差し出す旨が記されている。敦子を「権掌侍」の官職にふさわしいと判断して上申した根拠に、「履歴書」を提出する必要があったのであろう。さらに、「明治八年乙亥三月十四日宮内省雇被申付」に着目すると、日付が「三月十四日」であることに気付く。先の「第六号」の資料では、採用の決定があったのが「三月十二日」であったので、その命令が敦子のもとに届いたのが二日後の「三月十四日」であったということである

う。敦子が「宮内省雇」として宮中へ出仕したのは明治八年三月十日四日であったことは間違いない。

宮内卿の上申から六日後の六月二十三日、記録係である「史官」が宮内卿・輔に敦子の「任権掌侍」を含む「宣旨四通」をまわすことを申し入れて、省内で伝達するようにと指示している。また同日「卿輔」とは別に、敦子を「権掌侍」に任ずるという「宣下」がおりたことが「史官」から「宮内大少丞」へ伝えられている。『太政官日誌』(23) 第八十一号にも、

○六月二十三日

(前略)

任権掌侍

命婦

樹下

範子

同

税所

敦子

とあることから、六月二十三日に宣旨があり、その日の内に太政官から宮内卿へ宣旨がまわったと言えよう。

さらに同年、敦子は位を授けられた。「第十五号 税所敦子(中略) 叙位ノ件(九月)」を見てみる。

九月廿日分

税所敦子

(中略)

叙正七位

右兩名位記御廻申入候条御伝達可有之候也

八年九月廿二日 史官

宮内大少丞御中

追而請書之儀は例之通御取計可有之候也

この記録によると、「九月廿日分」と記されていることから、敦子は九月二十日に「正七位」に叙されたと考えられる。その二日後に、記録係の「史官」が「位記」を作成して「宮内大少丞」へ提出し、決裁のために書類をまわすことを申し入れ、伝達を指示している。しかし、『太政官日誌』(23)の第百二十一号には、

○九月廿三日

(前略)

叙正七位

税所敦子

(後略)

とあるように、九月二十日ではなく、その三日後の九月二十三日に叙されたとしており、日付に食い違いが生じている。また「敦子年譜」においても「九月二十三日正七位に叙せらる」としており、その日付の出所はおそらく『太政官日誌』であると思われる。では、どちらが正しいのか。明治二十一年の箇所引用する『明治廿一年位階録』(注10)では、「同年九月廿日正七位二被叙」と、九月二十日に叙されたと書かれている。さらに、明治八年九月二十五日付の『郵便報知新聞』には、次の記事が掲載されている。

九月廿日分

(中略)

叙正七位

(中略)

同

税所敦子

(後略)

本来は二十日とするべきであるが、『太政官日誌』の編集者へ叙位に関する情報がもたらされたのが二十三日であったということだろ。うか。わざわざ「九月廿日分」と記されていることと『位階録』の記録とを勘案すると、「九月二十三日」に叙されたとするのは誤りで、九月二十日に発令があったとするべきではないかと考える。

(二) 明治二十一年

『明治二十一年 位階録』の「第二号 税所敦子叙位ノ件(二月)」には、

正七位 税所敦子

叙従六位

右謹テ奏ス

明治二十一年二月二十三日

宮内大臣子爵 土方久元

(中略)

二月廿三日裁可 同廿四日達官報々告済

明治二十一年二月廿二日

(中略)

権掌侍正七位 税所敦子

右ハ明治八年六月廿三日権掌侍ニ任シ同年九月

廿日正七位ニ被叙権掌侍ニ任セラレシ以降同

等官ニアルコト満十二年九月ニ相成候ニ付叙位

進階内規第四条ニ依リ位一級被進可然

哉裁ヲ仰ク

とあり、明治二十一年二月二十三日に「宮内大臣子爵 土方久元」が「正七位」から「従六位」への敦子の昇進を奏上している。同日中に「裁可」され、翌日にはその旨の命令が出されている。よって、「従六位」に叙されたのは二月二十四日であったと言える。しかし、明治二十一年二月二十五日付の『官報』第一三九四号の「叙任及辞令」には、

○明治二十一年二月二十三日

叙従六位

正七位 税所 敦子

と掲載されている。二十三日はあくまで天皇の「裁可」がおりた日であるので、公的に発令されたのは二十四日であろう。

(三) 明治二十六年

続いて、『明治二十六年 位階録』^(注1)の「第四号 税所敦子叙位ノ件(二月)」を見てみる。

従六位 税所敦子

叙正六位

右謹テ奏ス

明治廿六年二月四日

宮内大臣子爵 土方久元

明治廿六年二月六日裁可二月六日達

台帳記入二月六日官報報告済

立案 明治廿六年二月三日

決裁 明治 年 月 日

(中略)

権掌侍従六位 税所敦子

右明治二十一年二月従六位宣下以来滿五

年経過ノ者ニ付高等女官叙位進階内

則第三条ニ依り位一級被進度裁ヲ仰ク

従六位 税所敦子

叙正六位

明治二十六年二月四日、「宮内大臣子爵 土方久元」は「従六位」

であった敦子の位を「正六位」へ進めるよう奏上している。その二

日後の「二月六日」には昇進が許可され、同日中に命令も発せられ

た。また「官報報告済」とあるように、明治二十六年二月七日付の

『官報』第二八八〇号の「叙任及辞令」には、

○明治二十六年二月六日

叙正六位

(後略)

とあり、『明治廿六年 位階録』の日付と一致する。ここで、「敦子

年譜」の明治二十六年の条を見直してみると、「二月正六位に叙せ

らる」と記されている。これは明らかに誤りであり、「二月六日」

と修正すべきである。

『明治廿六年 位階録』の「決裁」の日付が空欄になっているが、

事務の簡略化を目的に編集者が省略したのか、疑問である。明治三

十・三十三年の『位階録』では決裁日だけでなく、台帳記入日も空

欄である。

(四) 明治三十年

『明治三十年 位階録』の「第二号 税所敦子(中略)叙位ノ

件(十二月)では、

正六位 税所敦子

叙従五位

(中略)

右謹テ奏ス

明治三十年十二月

宮内大臣伯爵 土方久元

明治卅年十二月廿七日裁可今月廿八日達

台帳記入 月 日官報報告^{ハ注}済

立案 明治三十年十一月三十日

決裁 明治 年 月 日

(中略)

權掌侍正六位 税所敦子

(中略)

右皇后宮大夫上申ノ通り高等女官叙

位進階内則ニ拘ラズ此之際特別ノ御詮

議ヲ以テ各位一級進メラレ可然乎高裁ヲ

仰ク

正六位 税所敦子

叙従五位

(後略)

と記されてある。明治三十年十二月に「宮内大臣伯爵 土方久元」

によつて、敦子の「正六位」から「従五位」への昇進が奏上され、

同月二十七日に「裁可」、その翌日命令が発せられている。よつて、

十二月二十八日に従五位に叙されたということになる。また、「官

報報告^{ハ注}済」と、「済」の右側に「ハ止ム」と書き足されている。官

報に掲載されなかつた経緯がこれで判明する。

(五) 明治三十三年

『自明治卅一年至明治卅六年 進退録 女官ノ部^{ハ注}』に収められて

いる明治三十三年の「第一号 權掌侍税所敦子ヲ掌侍ニ任用ノ件

(二月)」には、欄外に「二月四日」の日付が記され、

權掌侍従五位 税所敦子

任掌侍

と記録されている。敦子は明治三十三年二月四日に「權掌侍」から

「掌侍」へ任ぜられたのである。この昇進の経緯については、以下

の文書から窺い知ることができる。^{ハ注}

權掌侍

税所敦子

右本日病氣危篤

ニ付掌侍ニ被仰付候

様宮内大臣へ申立

可然哉

思召奉伺候に早速

相連候様可取計旨

御沙汰被為在候条此

段申進候也

二月四日 香川大夫

宮内省当番

書記官御中

明治三十三年二月四日、かねてから病を患っていた敦子は、危篤状態に陥る。それを受け、「香川大夫」は敦子を「注15権掌侍」から「掌侍」に昇進させるよう宮内大臣へ申し立て、意向を聞いたところ、宮内大臣がそのように取り計らうよう命じたことが分かる。これは、その旨を「香川大夫」が実務を担当する「書記官」へ指示した文書なのである。そして、『明治卅三年 位階録』の「注16第三二号 税所特旨叙位ノ件（二月）」には以下のこと記されている。

一 権掌侍税所敦子正五位ニ進メラル、

件

右謹テ奏ス

明治三十三年二月四日

宮内大臣子爵 田中光顕

明治卅三年二月四日裁可今月全日達

台帳記入 月 日官報報告済

(中略)

権掌侍従五位 税所敦子

右目下病氣ニ罹リ危篤ニ陥リタル趣然ルニ

同人ハ明治八年権掌侍ニ任セラレシ以来在職

廿五年歌道御用相勤候等功勞不勲者ニ付

高等女官叙位進階内則第五條ニ依リ位一級ヲ

進メ正五位ニ叙セラレ然ルヘキヤ

従五位 税所敦子

叙正五位

権掌侍従五位 税所敦子

特旨ヲ以位一級進メラル

二月四日、「香川大夫」の申し立てと取り計らいを受けて、「宮内大臣子爵 田中光顕」は「従五位」から「正五位」へ位が進められるよう奏上した。それによって、敦子は同日中に「特旨」によって「正五位」に叙されたことが確認される。そして、『自明治卅一年至明治卅六年 進退録 女官ノ部』の「第二号 掌侍税所敦子死亡ノ件（二月）」は次のように書き留められている。

一 掌侍正五位税所敦子病氣之歿

養生不相叶昨四日逝去致候間

此段御届申上候也

明治三十三年二月五日

親戚

男爵三宮義胤（花押）

宮内大臣子爵田中光顕殿

危篤の知らせが入ったその日に、敦子は息を引き取った。七十六

歳であつた。翌五日には、「三宮義胤」^(注17)によつて届書が宮内大臣へ提出されている。

当時、短歌の総合的雑誌として流布していた『心の花』三卷二号(明治三十三年二月十一日)の「雑報」欄には、次の記事が早速掲載された。

税所敦子刀自の逝去 明治の紫式部を以て称せられたる楓の内侍所敦子刀自は、本月一日例の如く参内。宮城内に於て腹痛を感ぜしを以て急に退出。市ヶ谷砂土原町の自邸に引籠り療養中なりしが、去る四日俄に心臓麻痺と変じ、遂に七十六歳を一期として永眠せられたき。(後略)

敦子の逝去後、新聞や雑誌には訃報を知らせる記事が掲載され、その死を悼んだ。

四

宮中における敦子の主な仕事については、『明治天皇紀』第六(一九七一年)の明治十七年十月九日の条から知られる。

権掌待税所敦子に年金二百円を賜ひ、其の歌道御用奉仕の労を犒ひたまふ。敦子歌道に通じ、書を能くし、専ら御製を浄書し、又之れを保管するを以て任とす。天皇御製を文学御用掛高崎正風に下したまふや、予め之れを敦子に付して浄書せしめ、正風拝批して之れを上る。覧覧の後、更に敦子をして浄書せし

めたまふを例とす。

この年、「歌道御用」に精励する敦子の労を多とし、年金が下賜された。歌の道に精通し、そのうえ書に優れていたため、明治天皇の御製歌を浄書し、保管するのを役目としていた。御製歌は前もつて敦子の手によつて浄書されてから正風に下され、正風が批点を打ち、天皇へ上げていた。さらに、天皇が見た後は再び敦子の手によつて浄書されるのが常であつた。敦子の役割が知られる一文である。

また、敦子の死を受けて『明治天皇紀』第九(一九七三年)明治三十三年二月六日の条には、

掌待正五位税所敦子卒せるを以て、明治八年出仕以来前後二十五年、本務の傍ら終始歌道御用を勤めたるの労を追思し、是の日例規賜金四百円の外、特に金三百円を賜ひ、皇后亦別に祭案料金三百円を賜ふ。

と記されている。二十五年間「本務」と平行して「歌道御用」を勤め上げたことを称え、例規によつて定められた賜金とは別に、恩給金、また皇后からは祭案料が下賜された。敦子の生涯の功績を嘉し、哀悼の意を表したのである。

これらのことから、「歌道御用」に尽力した敦子の姿が垣間見える。

五

以上、これまで検討してきた結果をまとめると次のようになる。
叙位の発令日に修正を加えた箇所については、波線を施した。

明治八年	五一歳	三月十四日	宮内省雇
		六月二十三日	任権掌侍
		九月二十日	叙正七位
明治二十一年	六四歳	二月二十四日	叙従六位
明治二十六年	六九歳	二月六日	叙正六位
明治三十年	七三歳	十二月二十八日	叙従五位
明治三十三年	七六歳	二月四日	任掌侍
	同		叙正五位

今回、基礎的研究の手始めとして、敦子の官歴の考証を行ってきた。宮内庁が重要資料として保存している『進退録 女官ノ部』と『位階録』を吟味することによって、官歴の詳細を辿ることができ、これまで先行研究で述べられてきた官歴に修正を加えるという結果が得られた。たった一日二日の違いでも、決して蔑ろにすることはできない。敦子の正確な官歴の明示は、今後さらに敦子研究を進める上で重要な足掛かりとなるはずである。

従来、敦子研究に関しては御歌所派歌人というレッテル貼りが先行し、明治という時代の価値観に即して見直す作業はなされてこな

かった。歌人としての評価のみならず、伝記事項についても同様のことが言える。士族出身からの宮中出仕という異例の抜擢を受け、「歌道御用」の要職を担った敦子の、宮中また御歌所における姿を詳らかにすることが、本当の意味での御歌所派歌人としての評価につながるのではないかと考える。

注

- (注1) 敦子に関する参考文献、先行研究は以下の通りである。
- ① 税所徳子編輯・発行『さだめなき世』(一九〇〇年)。
 - ② 「税所敦子刀自の逝去」(『東京日日新聞』一九〇〇年二月六日付)。
 - ③ 「税所敦子刀自の逝去」(『報知新聞』一九〇〇年二月七日付)。
 - ④ 平田久「税所敦子刀自」(『国民新聞』一九〇〇年二月七日付)。
 - ⑤ 阪正臣「税所刀自の伝」(『心の花』三卷二号、一九〇〇年二月)。
 - ⑥ 税所徳子「ゆめのあと」(『女鑑』二〇〇号、一九〇〇年三月)。
 - ⑦ 「税所敦子刀自」(『婦人雜誌』一五卷三編、一五卷五編、一九〇〇年三・五月)。
 - ⑧ 「税所敦子刀自の小伝」(『日本弘道叢記』九五号、一九〇〇年三月)。
 - ⑨ 池袋清風「税所敦子刀自を憶ふ(一)」「(五)」(『国民新聞』一九〇〇年三月一五・一六・一八・二〇・二二日付)。
 - ⑩ 加藤雄吉「税所敦子刀自を憶ふ」(『女鑑』二〇三号、一九〇〇年四月)。
 - ⑪ 井手今滋「税所刀自の歌」(『心の花』六卷八号、一九〇三年八月)。
 - ⑫ ありあけ廼舎主人「楓の内侍」(『わか竹』一号、一九〇八年五月)、同「楓の内侍(其二)」(『わか竹』四号、一九〇八年八月)。
 - ⑬ 岡村憲三「女歌人税所敦子」(『わか竹』八卷五・六・八・一〇号、

一九一五年五月・六月、八、一〇月。

⑭ 屋代熊太郎編・発行『税所敦子刀自』(一九一六年)。二年後の一九一八年には、『税所敦子伝』と改題して博文館より再刊されている。

⑮ 『現代短歌全集』第二卷(一九三〇年 改造社) 所収「税所敦子集」。

⑯ 小池益夫「税所敦子集評釈」(山本三生編『短歌講座 第八卷 女流歌人篇』一九三二年 改造社)。

⑰ 弘田由己子「明治の女流歌人―税所敦子を憶ふ―」(『国文学解釈と鑑賞』二卷二二号、一九三七年二月)。

⑱ 福島タマ「税所敦子」(昭和女子大学近代文学研究室編『近代文学研究叢書 第四卷』一九五六年 昭和女子大学光葉会)。

⑲ 藤原幾太「歌人税所敦子」(『土』七九卷、一九六四年一月)。

⑳ 『明治文学全集81明治女流文学集(一)』(一九六六年 筑摩書房) 所収「税所敦子篇」。

㉑ 新間進一「税所敦子」(明治神宮編『明治の歌人』一九六九年 短歌研究社)。

㉒ 西川哲心「税所敦子 人と作品」(『愛媛国文研究』二三号、一九七三年 二月)。

㉓ 石井良助編『太政官日誌』第七卷(一九八一年 東京堂出版)。

㉔ 寺尾美保「税所敦子小考―島津家との関わり―」(『尚古集成館紀要』第五号、一九九一年 三月)。

㉕ 平井秋子「明治の歌人税所敦子 楓内侍」(二〇〇一年 創英社)。

㉖ 大辻隆弘「題詠のなかのリアル―税所敦子の歌―」(『未来』五九卷二号、二〇〇九年二月)。

㉗ 佐伯裕子「龜は浮木を頼ざりけり 税所敦子の文明開化の歌」(『裨

文化』二二七、二〇一〇年七月)。

⑳ 佐藤節夫「蓮月と敦子」(『陶説』六九三、二〇一〇年二月)。以下の論述において触れる場合には、①～⑳の通し番号を括弧に入れて示すこととする。

(注2) 御歌所派の再検討の必要性については、拙稿「明治御歌所派歌壇の再検討―鉄幹・子規による批判をめぐって―」(『国文学攷』二〇一〇年三月)において言及した。

(注3) 以下、研究書及び資料、新聞雑誌等の引用に際しては、通行の字体に改め、適宜句読点・濁点を補い、振り仮名・欠字は省略した。また、私に傍線を付した。

(注4) 北里蘭『高崎正風先生伝記』(一九五九年 啓文社)、宮本蒼士『御歌所と国学者』(二〇一〇年 弘文堂) 所収「第三章 御歌所長高崎正風の人脈と思想」、松尾正人「明治初年における左院の西欧視察団」(『国際政治』第八十一号、一九八六年三月)。

(注5) 北里蘭『高崎正風先生伝記』(一九五九年 啓文社) には正風の「日記」が収められている。明治五年八月二十三日付日記に「東久世始四名来着、(後略)」とあり、同月三十日「東久世輩出立。」と記されていることから、この約一週間内の出来事であったと推測される。末尾に、「大正四年の夏侯爵閣下鹿尾島に帰省せられたる折之を承る」と記されている。

(注7) 「敦子刀自」の「二三 敦子の忠勤(其二)」には、「明治廿一年には従六位に叙し、廿三年一月にはまた正六位を賜はり、三十年十二月には従五位に進められた。」とあるが、明治二十六年の誤りであろう。

(注8) 外題に「宮内省 自明治三年至明治十年 進退録 女官ノ部 大臣官房総務課」とあり、明治三年から同十年までの八年間分の進退

録が合冊されている。

(注9) 「四通」とあるのは、同日敦子の他に三名が権掌侍、または掌侍にそれぞれ任ぜられているためである。

(注10) 外題「華族局 爵位局 明治廿一年 位階録 宗秩寮」。

(注11) 外題「爵位局 明治廿六年 位階録 宗秩寮」。

(注12) 外題「爵位局 明治三十年 位階録 宗秩寮」。

(注13) 外題「内事課 自明治卅一年至明治卅六年 進退録 女官ノ部大臣官房総務課。明治三十一年～同三十六年の六年間にわたる進退録が合冊されている。

(注14) この文書は、明治三十三年分の進退録に綴じ込まれていたものである。

(注15) 「香川大夫」とは、その当時皇后宮大夫を務めていた香川敬三（一八三九～一九一五）であると思われる。皇學館大學史料編纂所編『香川敬三履歴史料』（一九二二年）、松平秀治「香川敬三の履歴」（皇學館大學史料編纂所所報『史料』第五十七・五十八合併号、一九八三年三月～復刻版 一九九二年）によると、敬三は明治十四年（一八八一）～同四十五年（一九一二年）皇后宮大夫、大正元年（一九一二年）～同三年（一九一四年）皇太后宮大夫、大正三年～同四年（一九一五年）皇后宮大夫を務めている。

(注16) 外題「爵位局 明治卅三年 位階録 宗秩寮」。

(注17) 「親戚ノ男爵三宮義胤」とあるが、敦子との親戚関係については具体的に把握できていない。しかしながら、敦子の娘・税所徳子が記した「ゆめのあと」(6) は、二月一日～八日の間の日記のようなものであるが、その文中に名前が見られるので、挙げておく。「四日。（中略）三宮夫婦もたづねらる。」「八日。樺山、三宮ぬしなど親族あまたあつまり、式をはりて、午後一時御ひつぎ出したてまつる。」ま

た、明治三十三年二月六日付『東京日日新聞』の広告欄に、敦子の逝去と葬儀を知らせる記事が掲げられている。

正五位税所敦子 病気の処、養生不相叶昨四日逝去候に付、来る八日午後一時三十分牛込区市ヶ谷砂土原町三丁目一番地自邸出棺、青山共同墓地に於て仏葬執行致候間、此段辱知諸告へ報告す。

橋口兼三
親 久保昌之
千田貞幹
二月五日
有馬新一
戚 三宮義胤

この広告を出した親戚の一人として、義胤も名前を連ねている。

〔付記〕 本稿を執筆するにあたり、資料の閲覧を許可下さった宮内庁書陵部に心より御礼申し上げます。

——ちようふく・かな、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学——